

早婚夫婦支援事業



越前市では
若い世代の新婚世帯を対象に、
結婚生活のスタートアップのための
支援金を交付します。

支援金額

夫婦の年齢が39歳以下かつ
夫婦どちらかが

29歳以下



1世帯当たり **30万円**

25歳以下



1世帯当たり **40万円**

交付対象者

以下のすべてを満たす世帯が対象となります。

- ① 婚姻日が令和7年1月1日～令和8年3月31日までであること
- ② 婚姻日における申請者及び配偶者の年齢が39歳以下、かつ双方またはいずれかの年齢が29歳以下であること
- ③ 申請時に、申請者及び配偶者の住所地が越前市となっていること
- ④ 申請者と配偶者の所得の合計が500万円未満であること※
※奨学金を返済している場合は、所得から年間返済額を控除
- ⑤ 過去に本事業に基づく支援金の交付を受けたことがないこと



申請方法

- ・指定の申請書に必要書類を添付し、市役所経営戦略室まで提出してください。
- ・申請書の様式や必要書類は越前市ホームページからご確認ください。

申請受付期間

令和8年3月31日まで

令和7年4月1日から
窓口が変わりました！

問い合わせ先

越前市役所 3階 経営戦略室
電話 0778-22-3428 (平日8:30～17:15)
メール keiei@city.echizen.lg.jp

○支援金交付対象者早見表○

申請者と配偶者
双方の年齢が39歳以下である

いいえ

対象外

はい

申請者と配偶者の
少なくとも一方の年齢が29歳以下である

いいえ

対象外

はい

申請者と配偶者双方の住所地が越前市である

いいえ

対象外

はい

申請者と配偶者の
合計所得額が500万円未満である
※前年もしくは本年の1月1日時点の所得

いいえ

対象外

はい

過去に本事業の支援金の交付を
受けたことがない

いいえ

対象外

はい

申請できます

下記問い合わせ先へご申請ください。
※審査の結果、交付できない場合もあります。

問い合わせ先

越前市役所 3階 経営戦略室
電話 0778-22-3428
(平日8:30~17:15)
メール keiei@city.echizen.lg.jp

令和7年4月1日から
窓口が変わりました！

越前市の新婚世帯への支援金は他にも！

【結婚新生活支援事業】

- ・住宅を取得する場合
- ・住宅をリフォームする場合



住宅の支援を受けられる可能性があります。

支援の概要や申請に関する問い合わせは
越前市役所 4階 建築住宅課 まで
電話:0778-22-3074